

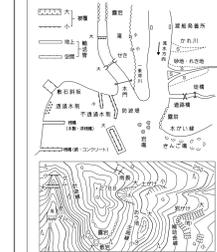
306	307	308
325	326	327
344	345	346

記号

	△37.2 三角点
	■12.84 水準点
	●14.8 多角点等
	○25.6 観測所
	○18.7 観測所
	△15.8 電子基準点
	○ 指示点

	道路 (市区)		普通鉄道
	道路 (町区)		国鉄
	道路 (村区)		特殊鉄道
	歩道		索道
	歩道 (建設中の道路)		索道 (建設中)
	歩道 (分岐等)		索道 (廃止)
	歩道 (歩道橋)		索道 (廃止)
	歩道 (歩道橋)		索道 (廃止)
	歩道 (歩道橋)		索道 (廃止)
	歩道 (歩道橋)		索道 (廃止)

	道路 (歩道)		道路 (歩道)
	道路 (歩道)		道路 (歩道)
	道路 (歩道)		道路 (歩道)
	道路 (歩道)		道路 (歩道)
	道路 (歩道)		道路 (歩道)



図例系は平成14年国土交通省告示第9号の規定に
 2.5倍の縮尺で、(1)常用図系(2)常用図系(3)常用図系
 縮尺は縮尺1/25000(1:25000)である。
 図例に示してある建物の高さはメートル単位
 方面は0.5メートル単位
 縮尺の基準は東京市の平均気温
 縮尺の縮尺はメートル

平成19年改定
 平成26年改正
 令和2年改正

	1.平成19年1月施行改正
	2.平成19年7月施行改正
	3.平成24年12月施行改正
	4.平成25年7月施行改正
	5.平成30年12月施行改正
	6.令和2年9月施行改正

1:2,500

この図例系は、国土交通省の図例系を基にしたものである。
 (図例番号) 令和2年10月10日

計画機関 豊田市
 作業機関名 株式会社バスコ